○高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和54年11月16日規則第53号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

題名改正〔平成23年規則12号〕

（趣旨）

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）を施行するため、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成4年規則38号の2・12年205号・23年12号〕

（一般廃棄物処理施設に係る許可証の交付）

第2条　知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定により当該一般廃棄物処理施設に係る変更の許可をしたときは、別記第1号様式による一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証を当該設置の許可又は変更の許可に係る申請をした者に交付するものとする。

追加〔平成12年規則205号〕、一部改正〔平成23年規則12号〕

（一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定証の交付等）

第3条　知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、別記第2号様式による熱回収施設設置者認定証を当該認定に係る申請をした者に交付するものとする。

2　省令第5条の5の5の規定は一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請について、省令第12条の11の5の規定は産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請について準用する。

追加〔平成23年規則12号〕

（産業廃棄物の再生利用に係る指定の申請等）

第4条　省令第9条第2号の規定による指定を受けようとする者は、別記第3号様式による産業廃棄物再生利用（収集運搬）業指定申請書により知事に申請しなければならない。

2　知事は、前項の規定による申請があった場合において、同項の指定をするときは、別記第4号様式による指定書を当該指定に係る申請をした者に交付するものとする。

3　省令第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者は、別記第5号様式による産業廃棄物再生利用（処分）業指定申請書により知事に申請しなければならない。

4　知事は、前項の規定による申請があった場合において、同項の指定をするときは、別記第6号様式による指定書を当該指定に係る申請をした者に交付するものとする。

5　第1項又は第3項の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、別記第7号様式による産業廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書により知事に申請しなければならない。

6　知事は、前項の規定による申請があった場合において、第1項又は第3項の指定を変更するときは、別記第4号様式による指定書又は別記第6号様式による指定書を当該指定に係る申請をした者に交付するものとする。

7　第1項又は第3項の指定を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更が生じたとき又は事業の範囲の全部若しくは一部を廃止したときは、速やかに別記第8号様式による産業廃棄物再生利用業変更等届出書により知事に届け出なければならない。

（1）　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（2）　氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）

（3）　事務所又は事業場の所在地

（4）　事業の用に供する主要な施設の種類、設置の場所、構造又は規模

（5）　事業に係る取引関係

（6）　再生利用の方法

一部改正〔昭和60年規則49号・平成4年38号の2・5年63号・12年205号・23年12号〕

（様式）

第5条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

（1）　省令第12条の7の17第2項の産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書　別記第9号様式

(2) 省令第12条の7の17第4項の産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に係る受理書　別記第10号様式
(3) 省令第12条の7の17第5項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等の届出書　別記第11号様式
(4) 政令第17条第1項の廃棄物再生事業者の登録の申請書　別記第12号様式
(5) 政令第19条の廃棄物再生事業者の登録証明書　別記第13号様式
(6) 政令第20条の規定による登録廃棄物再生事業者の住所等の変更の届出書　別記第14号様式
(7) 政令第21条の規定による登録廃棄物再生事業者の事業場の休廃止等の届出書　別記第15号様式

2　次に掲げる一般廃棄物処理施設又は一般廃棄物に係る書類の様式は、それぞれ省令に規定する産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物に係る様式の例による。
(1) 法第8条第2項の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請書又は法第9条の3第1項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出書
(2) 省令第4条の4第1項の一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請書
(3) 省令第4条の4の2の一般廃棄物処理施設の定期検査の申請書
(4) 省令第4条の4の4の一般廃棄物処理施設の定期検査の結果を通知する書面
(5) 省令第4条の17の特定一般廃棄物最終処分場に係る報告書
(6) 省令第5条の3第1項の一般廃棄物処理施設に係る変更の許可の申請書又は省令第5条の8第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る変更の届出書
(7) 省令第5条の4の2第1項の一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出書又は省令第5条の9の2第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出書
(8) 省令第5条の5第1項の一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出書又は省令第5条の10第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出書
(9) 省令第5条の5の2第1項の一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書又は省令第5条の10の2第1項の市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書
(10) 省令第5条の5の5第1項の熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請書
(11) 省令第5条の5の10第1項の熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出書
(12) 省令第5条の5の11第1項の熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設における熱回収に係る報告書
(13) 省令第5条の11第1項の一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請書
(14) 省令第5条の12第1項の一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請書
(15) 省令第6条第1項の一般廃棄物処理施設の設置者に係る相続の届出書

追加〔平成12年規則205号〕、一部改正〔平成13年規則78号・16年20号・23年12号〕

(書類の提出部数)

第6条　法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類(添付する書類、図面等を含む。)の提出部数は、知事が別に定めるものを除き、2部(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係るものにあっては、3部)とする。

一部改正〔昭和60年規則49号・平成4年38号の2・12年205号・13年78号・17年38号・23年12号〕

(委任)

第7条　この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成4年規則38号の2・12年205号・23年12号〕

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(他の規則の廃止)

2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年高知県規則第19号)は、廃止する。

附　則(昭和60年10月1日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成4年7月4日規則第38号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成5年10月7日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年10月17日規則第205号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年12月26日規則第234号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附　則（平成13年4月1日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年3月9日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年3月25日規則第38号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則（平成17年4月12日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年3月23日規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　様
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項（第９条第１項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証明します。

高知県知事　　㊞

許可年月日	年　月　日	許可番号	第　　号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置の場所			
処理能力			
許可の条件			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第３条第７項の許可を受けていることを証する書類の提出の有無	有　・　無		
留意事項	1　施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を守ってください。 2　計画内容等に変更があった場合は、速やかに県に連絡し、指示を受けてください。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、県の職員の検査を受けてください。		

備考　「施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類」欄は、当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含めて記入する。

全部改正〔平成23年規則12号〕

第２号様式（第３条関係）

熱回収施設設置者認定証

年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　様
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証明します。

高知県知事　　㊞

認定年月日	年　　月　　日
認定の有効年月日	年　　月　　日
認定番号	第　　号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	パーセント
留意事項	1　毎年６月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出してください。 2　熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した熱回収施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出てください。

全部改正〔平成23年規則12号〕

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

申請者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

産業廃棄物再生利用（収集運搬）業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号の規定による指定を受けたいので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第１項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の範囲（積替え保管の有無も明記してください。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所又は事業場の名称及び所在地	
事業の用に供する施設の種類等	
排出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用（処分）業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用の目的	
※事務処理欄	

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この申請書は、２部提出してください。
　　３　次に掲げる書類を２部ずつ添えてください。
　　（１）　事業計画の概要を記載した書類
　　（２）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
　　（３）　事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
　　（４）　個人の場合は、住民票の写し
　　（５）　法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
　　（６）　事業に係る取引関係を記載した書類
　　（７）　生活環境保全上の対策を記載した書類

全部改正〔平成23年規則12号〕

第４号様式（第４条関係）

第　　号

（住所）
（氏名又は名称）　様

年　　月　　日付けで申請がありましたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号の規定により、次のとおり指定します。

年　　月　　日

高知県知事　　㊞

指　定　年　月　日	年　　月　　日
事　業　の　範　囲	
取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用（処分）業者の氏名又は名称	

全部改正〔平成23年規則12号〕

第５号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

申請者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

産業廃棄物再生利用（処分）業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の３第２号の規定による指定を受けたいので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第３項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の範囲	
取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所又は事業場の名称及び所在地	
事業の用に供する施設の種類等	
排出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用（収集運搬）業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
再生利用の目的	
※ 事務処理欄	

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この申請書は、２部提出してください。
　　３　次に掲げる書類を２部ずつ添えてください。
　　（１）　事業計画の概要を記載した書類
　　（２）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
　　（３）　事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
　　（４）　個人の場合は、住民票の写し
　　（５）　法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
　　（６）　事業に係る取引関係を記載した書類
　　（７）　再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
　　（８）　生活環境保全上の対策を記載した書類

全部改正〔平成23年規則12号〕

第６号様式（第４条関係）

第　　号

（住所）
（氏名又は名称）　様

年　月　日付けで申請がありましたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の３第２号の規定により、次のとおり指定します。

年　月　日

高知県知事　　㊞

指定年月日	年　月　日
事業の範囲	
取り扱う産業廃棄物の種類	
再生利用の方法	
排出事業者の氏名又は名称	

全部改正〔平成23年規則12号〕

第７号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

申請者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

産業廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号（第10条の３第２号）の規定による指定を受けた産業廃棄物再生利用（収集運搬（処分））業について事業の範囲を変更したいので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第５項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定年月日及び指定番号		年　月　日　第　号	
変更の内容	事　項	事業の範囲	取り扱う産業廃棄物の種類
	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更に係る事業の用に供する施設の種類等			
※事務処理欄			

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この申請書は、２部提出してください。
　　３　次に掲げる書類を２部ずつ添えてください。
　　（１）　事業計画の概要を記載した書類
　　（２）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
　　（３）　事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
　　（４）　個人の場合は、住民票の写し
　　（５）　法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
　　（６）　事業に係る取引関係を記載した書類
　　（７）　生活環境保全上の対策を記載した書類
　　（８）　処分業の場合は、再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

全部改正〔平成23年規則12号〕

第８号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

産業廃棄物再生利用業変更等届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号（第10条の３第２号）の規定による指定を受けた産業廃棄物再生利用（収集運搬（処分））業について変更が生じました（事業の範囲の全部（一部）を廃止しました）ので、高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第７項の規定により次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		年　　月　　日　　第　　号
変更の内容	事　項	
	変更前	
	変更後	
廃止の内容		
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止をした年月日		年　　月　　日
※ 事務処理欄		

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この届出書は、２部提出してください。
　　３　変更の場合は、次に掲げる書類のうち変更の内容に関係するものを２部ずつ添えてください。
　　（１）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
　　（２）　事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
　　（３）　個人の場合は、住民票の写し
　　（４）　法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
　　（５）　事業に係る取引関係を記載した書類
　　（６）　生活環境保全上の対策を記載した書類
　　（７）　処分業の場合は、再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

全部改正〔平成23年規則12号〕

W第９号様式（第５条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の２の５の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の７の16第４号の２に掲げる施設である場合は、石綿含有産業廃棄物を処理する旨を含みます。）	
産業廃棄物処理施設の許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合は、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除きます。）の面積及び残余の埋立容量）	㎥／日（　　）時間 ｔ／日（　　）時間 ㎥／時間 ｔ／時間 埋立地の面積　㎡ 残余の埋立容量　㎥
法第15条の２第４項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が省令第12条の７の16第４号の２に掲げる施設である場合は、石綿含有一般廃棄物の処理量を含みます。）の見込み	
※ 事　務　処　理　欄	

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この届出書は、３部提出してください。
　　３　次に掲げる書類を３部ずつ添えてください。
　　（１）　省令第12条の５に規定する産業廃棄物処理施設の許可証の写し
　　（２）　他人の一般廃棄物の処理を行う場合は、次に掲げるいずれかの書類
　　ア　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第７条第６項の許可を受けていることを示す書類
　　イ　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
　　ウ　省令第２条の３第１号、第２号、第４号又は第６号の規定に該当する者であることを示す書類

エ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条の９に規定する認定証の写し

４　一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに届け出てください。

全部改正〔平成23年規則12号〕

第10号様式（第5条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　様
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県知事　　㊞

受　　理　　書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の２の５の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理しました。

受　理　年　月　日	年　　月　　日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
法第15条の２第４項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の許可に付された条件	

備考　「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」欄は、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の７の16第４号の２に掲げる施設である場合は、石綿含有一般廃棄物を処理する旨を含めて記入する。

全部改正〔平成23年規則12号〕

第11号様式（第5条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更等届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の２の５の規定により届け出ました産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の７の17第５項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届出事項の区分		産業廃棄物処理施設の種類の変更　・　処理する産業廃棄物の種類の変更　・　一般廃棄物の処理の事業の廃止
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更又は廃止の理由		
変更又は廃止をした年月日		年　　月　　日
※事務処理欄		

注　1　※印欄は、記入しないでください。
　　2　この届出書は、３部提出してください。
　　3　省令第12条の７の17第４項の規定により交付された受理書を添えてください。
　　4　変更又は廃止をした日から10日以内に届け出てください。

全部改正〔平成23年規則12号〕

第12号様式（第5条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

申請者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事務所の所在地	電話番号
事業場の所在地	電話番号
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類及び数量	
事業の用に供する施設の構造及び設備の概要	
経理的基礎に関すること（資金の調達方法等）	
※事務処理欄	
高知県収入証紙はり付け欄	

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この申請書は、２部提出してください。
　　３　次に掲げる書類を２部ずつ添えてください。
　　（１）　事業計画の概要を記載した書類
　　（２）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
　　（３）　事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
　　（４）　個人の場合は、住民票の写し
　　（５）　法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
　　（６）　業務経歴を記載した書類
　　（７）　（１）から（６）までに掲げる書類のほか、事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要があると認める書類

全部改正〔平成23年規則12号〕

第13号様式（第５条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書

年　　月　　日

住　　所
氏　　名　　様
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の登録を受けた廃棄物再生事業者であることを証明します。

高知県知事　　㊞

登録年月日	年　　月　　日
登録番号	第　　号
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

全部改正〔平成23年規則12号〕

第14号様式（第5条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

登録廃棄物再生事業者住所等変更届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について変更が生じましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

登録年月日及び登録番号		年　月　日　第　号
変更の内容	事　項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年　月　日
※事務処理欄		

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この届出書は、２部提出してください。
　　３　次に掲げる書類のうち変更の内容に関係するものを２部ずつ添えてください。
　　（１）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
　　（２）　事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権原）を有することを証明する書類
　　（３）　個人の場合は、住民票の写し
　　（４）　法人の場合は、定款等の写し及び登記事項証明書
　　４　変更が生じた日から30日以内に届け出てください。

全部改正〔平成23年規則12号〕

第15号様式（第５条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住　所
氏　名　　㊞
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

登録廃棄物再生事業者事業場休廃止等届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の登録を受けた廃棄物再生事業者の事業場の休止（廃止・再開）をしましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により次のとおり届け出ます。

登録年月日及び登録番号	年　　月　　日　　第　　号
事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の用に供する施設の種類	
休止、廃止又は再開の理由	
休止、廃止又は再開をした年月日	年　　月　　日
※ 事務処理欄	

注　１　※印欄は、記入しないでください。
　　２　この届出書は、２部提出してください。
　　３　休止、廃止又は再開をした日から30日以内に届け出てください。

全部改正〔平成23年規則12号〕